

公共施設等適正管理推進事業債の延長と除却事業に対する
地方交付税措置を求める意見書

平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の集約化・複合化・長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、市町村役場機能緊急保全、除却といった事業に活用でき、また、一部交付税措置もあることから、公共施設等の見直しを推進していくためには非常に有効な地方債である。

しかしながら、本事業債は令和8年度までの時限的な事業債であり、またその中にある除却事業については、公共施設等適正管理推進事業債の対象となる事業の中で唯一交付税措置が無い事業となっている。

公共施設の見直しには、調査、個別施設計画策定、設計、工事といった一定の事業期間が必要であり、また、厳しい財政状況下においては、中長期的な財政計画のもと、公共事業の平準化も必要となる。

さらに、全国的に公共施設の老朽化が進んでいる市町村が多く見受けられ、今後の少子高齢化や人口減少を加味した公共施設の再編を計画的に進めなければならない中において、その過程で除却を余儀なくされる施設も多く、地方自治体にとって大きな財政負担が必要である。

老朽化施設の除却は、市民の安全面や環境面の観点からも可及的速やかに実施することが理想であるが、泉南市においても大きな財政負担が原因となり、進んでいない実情があることを踏まえると、同様の事例が全国的に多数存在することが推察できる。

そのため国に対しては、公共施設等適正管理推進事業債の活用期限の延長を図るとともに、除却事業についても交付税措置の対象とするなど、公共施設等の適正管理の停滞を解消できる国としての財政措置をとるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

泉南市議会

議決結果

令和6年6月21日 原案可決